

年末年始における営業時間短縮要請の概要

1 要請内容

■ 営業時間の短縮要請

- ・ 午後9時から午前5時までの休業を要請
(特措法第24条9項に基づく要請)

2 要請期間

■ 飲酒を伴う会食の機会が増える年末年始

- ・ 令和2年12月18日(金) 午後9時(21時)～
令和3年1月11日(月・祝) 午後12時(24時)
(25日間)

3 対象業種

■ 酒類の提供を行う飲食店(酒類の提供を行う、カラオケ店やライブハウス等を含む)

- ・ 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、酒類の提供を行う店舗
※ テイクアウトやデリバリー、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は対象外

4 対象地域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、北方町、坂祝町、川辺町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

5 協力金

■ 1店舗あたり100万円を支給

- ・ 要請を行う全期間(25日間)、営業時間の短縮を実施した店舗